

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 7月28日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	絶縁油入りケーブル洞道排水ポンプ(C)の起動停止用液位検出スイッチにおいて、液位低側検出スイッチ動作不良により、ポンプが自動停止せず長時間(1時間程度)連続起動する事象が認められたため、当該液位検出スイッチを取替。	GIII	
2	2号機	床漏えい検出系タービン建屋大物搬入口エリアの床漏えい検出器において、警報が発生・即停止したため検出器廻りを調査したところ、蜘蛛の巣等が確認されたため、害虫が検出器に触れ警報が発生した可能性も含め、当該検出器を点検・清掃実施。	対象外	H26.9.12再審議にてグレード変更 GIII→対象外
3	4号機	海水熱交換器建屋1階南側所内用圧縮空気系工事用元弁において、シート部からの空気の漏えい音が認められたため、当該弁を点検。増締めおよび洗浄を実施し、漏えいは減少したが、現在も継続中。	GIII	